

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第120回）議事概要

1 日 時

令和4年2月2日（水）14時00分～14時55分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

(2) 専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

(3) 総務省

北林総合通信基盤局電気通信事業部長、
川野料金サービス課長
寺本料金サービス課企画官
瀬島料金サービス課課長補佐
片桐消費者行政第一課長

(4) 事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

答申事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3147号】

審議の結果、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問された省令案に必要な応じて法令上の修正を加えた上で、改正すること及び答申書に記載した措置を総務省において講じることが適当との答申をした。

【内容】

本件は、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方について」（令和3年7月7日情報通信審議会答申）を踏まえ、災害時用公衆電話を基礎

的電気通信役務に追加し、第一種公衆電話の設置基準を緩和するために諮問を受けた「電気通信事業法施行規則の一部改正」について、答申をしたもの。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

【諮問第3146号】

審議の結果、省令案を修正した上で制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2021」（令和3年9月公表）を踏まえ、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）における消費者保護ルール規律の一部改正を審議したもの。

審議の結果、資料120-2について、別添のとおり一部修正した上で、資料120-2の答申案のとおり、答申することとした。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見 及びそれに対する考え方(案)

- 意見募集期間 : 令和3年11月20日(土)から令和4年1月7日(金)まで
- 意見提出件数 : 11件(法人・団体:10件、個人:1件)
- 意見提出者 :

受付順	意見提出者	(意見受付順・敬称略)
1	株式会社 USEN NETWORKS	
2	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
3	一般社団法人テレコムサービス協会	
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	
5	楽天モバイル株式会社	
6	JCOM 株式会社	
7	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	
8	株式会社 オプテージ	
9	ソフトバンク株式会社	
10	KDDI株式会社	
—	個人(1件)	

	<p>らも、「期間拘束契約に係る違約金等の制限」を新規に定める同号の規定案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
	<p>違約金を、月額料金を上限とすることは賛成ですが、違約金そのものが利用者の公正な競争や利用者の利益の保護を阻害するとも考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、期間拘束契約というビジネスモデル（違約金の設定）自体は、必ずしも否定すべきものではないと考えます。</p>	無
意見 3—2 過剰規制である。		考え方 3—2	
	<p>期間契約については、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」の報告書においても「安価な料金でのサービス提供を可能にする一つのビジネスモデル」として否定すべきものではないと記載されており、利用者に対する十分な説明、それに伴う利用者の正しい理解の下、選択肢の一つとして利用者自らが期間契約を選ぶのであれば、一般的な商慣習にも合致しており、サービス提供の一つの形態として認められるべきと考えます。</p> <p>その上で、こうした期間契約に関して、「利用者による解約という選択が不当に制限されないようにすること」を目的とした解約時の費用の低廉化に関するルール化を行う場合であっても、予め利用を約束された契約期間を満了しないことにより生じる逸失利益を回収することは一定の合理性があると考えます。従って契約解除料の上限額を「当該逸失利益を大きく下回る「1か月分のサービス利用料相当額まで」といった制約を課すことは過剰規制であると考えます。</p> <p>今後、電気通信サービスは多様化することも想定されますが、料金に対する規制は明らかに利用者の利便性を損ね、不利益が生じている場合など、必要最小限に留めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>拘束期間の長短は、期間拘束契約というビジネスモデルの自由度に直結しますが、違約金の額の多寡は、中途解約率を下げるための一手段に過ぎません。</p> <p>このため、例えば、他のインセンティブの付与、更にはサービス自体の魅力を高めるといった他の方法を組み合わせることにより、従前どおり利用者を自らのサービスに引き留めることは十分可能と考えます。</p> <p>したがって、違約金の上限を1か月の利用料相当額とすることにより、期間拘束契約というビジネスモデルを過度に制約し、利用者利便の低下をもたらすことにはならないと考えます。</p>	無
	<p>当社サービスで2年間の期間拘束をしている例では、違約金上限1か月分のサービス利用料相当額としてしまうと、割引額を回収できず、ユーザー減少に至ると思っております。</p> <p>また、システム改修など一定コストも想定できるため最大限努力はするものの厳しい側面もございます。</p>		

	<p>らも、「期間拘束契約に係る違約金等の制限」を新規に定める同号の規定案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
	<p>違約金を、月額料金を上限とすることは賛成ですが、違約金そのものが利用者の公正な競争や利用者の利益の保護を阻害するとも考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、期間拘束契約というビジネスモデル（違約金の設定）自体は、必ずしも否定すべきものではないと考えます。</p>	無
意見 3—2 過剰規制である。		考え方 3—2	
	<p>期間契約については、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」の報告書においても「安価な料金でのサービス提供を可能にする一つのビジネスモデル」として否定すべきものではないと記載されており、利用者に対する十分な説明、それに伴う利用者の正しい理解の下、選択肢の一つとして利用者自らが期間契約を選ぶのであれば、一般的な商慣習にも合致しており、サービス提供の一つの形態として認められるべきと考えます。</p> <p>その上で、こうした期間契約に関して、「利用者による解約という選択が不当に制限されないようにすること」を目的とした解約時の費用の低廉化に関するルール化を行う場合であっても、予め利用を約束された契約期間を満了しないことにより生じる逸失利益を回収することは一定の合理性があると考えます。従って契約解除料の上限額を「当該逸失利益を大きく下回る「1か月分のサービス利用料相当額まで」といった制約を課すことは過剰規制であると考えます。</p> <p>今後、電気通信サービスは多様化することも想定されますが、料金に対する規制は明らかに利用者の利便性を損ね、不利益が生じている場合など、必要最小限に留めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>現状において解約費用に関する相当数の苦情相談が寄せられていることを踏まえると、利用者利益の確保を図るためには、期間拘束契約について一定の制約を設ける必要があります。</p> <p>この制約として違約金の額の上限を1か月の利用料相当額とすることは、他分野の例を踏まえても適切であり、過剰規制とは言えないと考えます。</p>	無
	<p>当社サービスで2年間の期間拘束をしている例では、違約金上限1か月分のサービス利用料相当額としてしまうと、割引額を回収できず、ユーザー減少に至ると思っております。</p> <p>また、システム改修など一定コストも想定できるため最大限努力はするものの厳しい側面もございます。</p>		